

のなく、大概をいふのみにして定がならず、對馬は南北に長き島國にて、府中は北にあり、肥前より、四十八里といふは、府中への事なるや、是とても定がならず、府中より朝鮮への渡海口、鰐の浦までは海上を廻りて三十餘里、鰐の浦より朝鮮の釜山浦の海上わづかにして、漁舟一舟に渡海すといふ也、かくのごとく朝鮮へは近き對馬なれども、いにしへより手指もせぬ事、日本の勇強なるを知らぬ人多し已が眉毛已が目に見へぬといふたとへは是歟、

〔津島紀事統體〕本州は、本邦と朝鮮との間にありて、東西何れも大海を隔て固に遠き離島なるに、本邦の内なる證據には、朝鮮に產して本邦に產せざる物は、この島にも產せず、本邦に產して朝鮮に產せざるもの此國にも產せず、そのうへ國民の言語にも本邦と同うして、朝鮮とは違へり、州中の人傳へいひけるは、州の南方豆酸崎の長瀬は、肥前の國の五島に連なり、州の北方鰐浦の舞髮瀬は、石見の國の高島に續きて日本の地を斷せず、是にても本州は本邦の内なりし事を知ぬべし、

〔日本實測錄八〕對馬國上之島略中沿海、周廻五十里一十四町二十一間半、對馬國下之島略中沿海、周廻一百三十五里三十一町一十九間半、

〔日本地誌提要七十四〕疆域、壹岐ノ西北ニアリ、二島ニ分ル、南ヲ上ノ島ト云、周回五拾里壹拾四町貳拾壹間、東西貳里貳拾八町、南北五里貳拾町、北ヲ下ノ島ト云、周回壹百三拾五里三拾壹町壹拾九間、東西四里六町、或貳里貳拾八町、南北九里貳拾六町、壹岐壹岐郡勝本ヨリ下縣郡嚴原ニ至ル、海上直徑壹拾貳里貳拾町、

〔日本實測錄十一〕對馬國下縣郡 實測 島山村周廻一十二里三十五間、島山村三十四度一十八分半、相島從西岬至東岬一町一十八間、輪島周廻四町三十九間、内院島周廻一十四町一十九間半、馬糱島周廻二町五十七間、志賀島周廻一町三十九間、大島加志周廻一十二町二間、經島、